

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人あしーど

2 指導監査実施年月日 令和7年2月6日(木)

3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(1) 評議員の選任	<p>定款第6条第3項において評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定めることとしているが、当該細則が整備されていなかったため、理事会で定めること。</p> <p>本件については、令和4年度監査と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 定款第6条第3項</p>	○
I-3(2) 評議員会の招集・運営	<p>令和5年6月28日開催の定時評議員会の招集手続きについて、令和5年6月23日開催の理事会にて定時評議員会の議題等は決議されているが、定時評議員会の1週間前までに開催通知が発出されていなかった。</p> <p>今後、評議員会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項</p>	
I-3(2) 評議員会の招集・運営	<p>社会福祉法人は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、令和元年提出分以降、計算書類等の提出が每期遅延しており、改善されていない。</p> <p>今後、法令に定められた提出期限を守ること。</p>	○

	<p>根拠法令等 社会福祉法第59条</p>	
I-5(3) 職務・義務	<p>社会福祉法において、監事は理事の職務の執行を監査することと定められているが、所轄庁による指導監査において文書指摘事項があり、その後改善が進められていないにも関わらず、監事監査において改善すべき事項が示されていなかった。</p> <p>今後監事監査では、直近の指導監査での指摘事項の有無も確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し、理事に対して改善を指導すること。</p> <p>本件については、前回口頭指摘としている。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の18第1項、社会福祉法第45条の16</p>	
I-6(1) 審議状況	<p>定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。</p> <p>理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等を整備すること。</p> <p>本件については、平成30年度監査、令和元年度監査、令和4年度監査と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の13第4項 定款第25条</p>	○
I-8(1) 報酬	<p>定款第22条において、役員の報酬等の総額は評議員会にて別に定めることとしているが、定められていなかったため、役員の報酬等の総額について評議員会で定めること。</p> <p>本件については、令和4年度監査と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 定款第22条</p>	○
III-3(2) 規程・体制	<p>経理規程第32条において、会計責任者は、毎月末日における拠点区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分の合計及び法人全体の月次試算表を作成し、</p>	

	<p>翌々末日までに理事長に提出しなければならないとしているが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い期限内に提出すること。</p> <p>本件については、平成30年度監査、令和元年度監査、令和4年度監査と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 経理規程第32条</p>	○
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---